

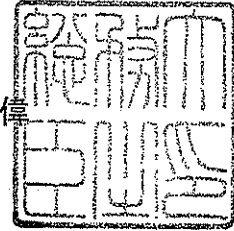
資料 1

諮問 第 1 2 号
平成 1 9 年 6 月 1 4 日

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣 菅

義信



諮 問 書

下記について諮問する。

記

「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方

諮問第12号

「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方

1 諮問理由

グローバル市場におけるICT産業の国際競争力を高め、我が国の経済成長及び国民生活の一層の向上を図るため、総務省は、本年、ICT国際競争力強化プログラム（平成19年5月22日）を策定した。この中で、コンテンツについては、次期通常国会に向け「コンテンツ競争力強化促進法（仮称）」を検討し、コンテンツ流通の一層の促進を図ることとしている。

コンテンツ流通の促進を図る上では、権利の分散と、これに伴う権利関連情報の集約の必要性など、様々な課題が指摘されている。政府としては、10年間にコンテンツ市場の5兆円の拡大を目指す数値目標を掲げており、権利の尊重と、利用者の利便性の確保の双方のバランスに配慮しつつ、可能な限り早期に、こうした諸課題を解決することが必要である。

以上にかんがみ、グローバル市場で競争力を持つ放送番組などのコンテンツの製作と、そのマルチユースを促進し、透明でオープンな取引市場を形成するとともに、その成果をクリエイターや利用者に適切に還元していく観点から、コンテンツの競争力の一層の強化を図るための法制度の在り方について、情報通信審議会に諮問するものである。

2 答申を希望する事項

- (1) コンテンツの取引に必要な情報の集約・公開等を行うための組織、制度等の在り方
- (2) コンテンツ保護と利便性のバランスに配慮しつつ、海賊版市場など不正流通の防止の実効性を更に高めるための、技術や制度等の在り方
- (3) より質の高いコンテンツの製作・供給を促進するための環境整備の在り方

3 答申を希望する時期

平成20年1月

- 4 答申が得られた時の行政上の措置
今後の情報通信行政の推進に資する。

「コンテンツ競争力強化のための法制度」 の在り方について

コンテンツ競争力強化のための法制度に係る審議会諮問について

○ 放送コンテンツその他、コンテンツの競争力を強化するための法制度のあり方について検討するため、情報通信審議会に諮問を行う。

○ ICT国際競争力懇談会 最終取りまとめ(平成19年4月23日)

(別添2)重点分野における基本戦略 デジタル放送WG コンテンツ部分抜粋

- ・ 放送コンテンツ自体の競争力を向上させる観点から見れば、i) 諸権利の分散 ii) 契約交渉窓口の分散 等は、早急に解決すべき課題。



- ・ 放送コンテンツに係る権利や交渉窓口に関する情報を収集・集約し、当該コンテンツの購入を希望する者や、コンテンツの海外展開をてがける者に対して広く公開する仕組みが必要。

○ ICT国際競争力強化プログラム(平成19年5月22日)

5. ソフトパワー強化プログラム

○ コンテンツ流通の促進

「コンテンツ競争力強化促進法(仮称)」を次期通常国会に向けて検討する。グローバルな市場で競争力を持つ放送番組などのコンテンツ制作とそのマルチユースを促進し、透明でオープンなコンテンツ取引市場を形成するとともに、その成果をクリエイターや利用者適切に還元していく。

○ 知的財産推進計画2007(平成19年5月31日)

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

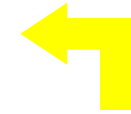
I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(2) クリエーターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める

② 放送コンテンツの競争力強化に関する法制度を整備する

ドラマ、バラエティ、ドキュメンタリーなど多様な放送コンテンツの国際競争力を更に強化し、その成果をクリエイターや視聴者に還元していくために、コンテンツ・ポータルサイトその他関連の取組との連携を図りつつ、放送コンテンツに係る権利や交渉窓口に関する情報を集約するとともに、その取引を希望する者に広く公開するオープンな市場を形成することにより、その取引や利活用の一層の円滑化を図るための放送コンテンツの競争力強化に関する法制度を検討し、2007年度中に結論を得る。 (総務省)



【海外における、我が国のコンテンツの評価】

II コンテンツSWG

2 中間取りまとめ後の検討について

(1) 我が国の放送コンテンツの海外における評価

《海外のバイヤーから見た日本製映像コンテンツの評価》

- ① 海外のバイヤー/プロデューサーが日本の優良コンテンツを知る方法・機会が少ない
- ② 海外のバイヤー/プロデューサーが日本のコンテンツを買おうと考えても、その窓口がどこなのかわかりにくい
- ③ 日本製コンテンツは、権利が複数の会社に分散しているケースがある
- ④ 米国の配給会社やテレビ局にコンテンツを販売する場合、権利の正当性の確認と賠償責任保険を求められることがある
- ⑤ 日本での製作委員会方式に起因する問題
- ⑥ 日本と海外(米国)のビジネス習慣が異なる
- ⑦ 海賊版や無秩序な平行輸入品の存在

【ICT国際競争力懇談会 最終取りまとめ[抜粋]】

2007年4月23日 ICT国際競争力懇談会

コンテンツ取引市場の形成に向けた課題

- 「交渉窓口」「権利の所在」に関する情報の集約、公開
- 不正流通、海賊版市場の防止

- より質の高いコンテンツの製作・供給を促進するための環境整備

【買い手】

【売り手】

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

買い手

コンテンツ取引市場

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

放送コンテンツ

〔権利の集合体〕

実演家

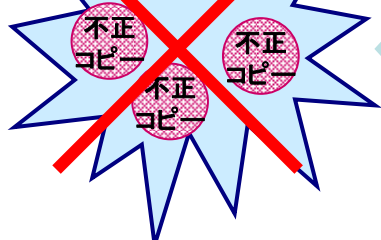
原作者

シナリオ作家

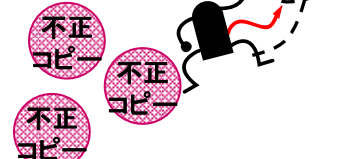
作曲家

番組制作者

放送局



《海賊版市場の防止》



デジタル・コンテンツ流通促進法制に関する提案の例(1)

- 「ITによる生産性の加速を実現するために」〔抜粋〕（伊藤隆敏、丹羽宇一郎、御手洗富士夫、八代尚宏）
（2007.2.27 第4回経済財政諮問会議 民間議員説明資料）

3. 成長分野創出のために

(2) デジタル・コンテンツ流通促進法制の整備

わが国では、貴重なデジタル・コンテンツの多くが利用されずに死蔵されている（例：過去のTV番組の再放送等が著しく制限）。インターネット上でデジタル・コンテンツを流通させるには、著作権、商標権、意匠権などの全ての権利者から事前に個別に許諾を得る必要があり、手続きコストがビジネス上見合わないためである。

デジタル・コンテンツ市場を飛躍的に拡大させるため、世界最先端のデジタル・コンテンツ流通促進法制（全ての権利者からの事前の許諾に代替しうる、より簡便な手続き等）を2年以内に整備すべきである。

- 知的財産推進計画2007〔抜粋〕（2007.5.31 知的財産戦略本部）

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る

① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する

デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルール、国際的枠組みについて2007年度中に検討し、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備することにより、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。

デジタル・コンテンツ流通促進法制に関する提案の例(2)

日経ニューメディア(2006.7.24)「SPOTLIGHTーコンテンツ流通促進に向け新法を 登録制度と裁定制度が不可欠」〔抜粋〕

① 登録者

「コンテンツの登録窓口となる「登録機関」を設置し、権利者がコンテンツの登録を通じて自分が権利を持つコンテンツの二次利用を認めるかどうかを意思表示できる環境を整える。」

② 具体的に想定する法律効果

「権利者による必ずしも合理的ではない権利行使を制限したり、コンテンツの不正利用を防ぐ」

「登録機関はWebサイトなどを通じてコンテンツ情報を公開し、コンテンツ配信事業者がどの作品をネット配信の対象にできるのかを把握できるようにする。コンテンツ配信事業者は作品を利用する際に、使用目的や時期などを登録機関に申し出る。登録機関は使用目的などが不合理でない限り、その事業者に許諾を出す」

「登録対象となったコンテンツの利用を巡って争いが起きた場合は、新しい裁定制度の下でそれを解決する。現在の著作権法にも裁定制度はあるが、適用対象が限定されているため、ほとんど利用されていないのが現状だ。新しい裁定制度では適用場面を原則的に限定しないようにして、より多くのコンテンツ流通を巡る争いを解決できるようにする。」

岩倉 正和 氏(一橋大学大学院教授・弁護士)

日本経済新聞(2006.6.30)「通信放送融合の進め方(下) コンテンツ流通 登録制で」〔抜粋〕

① 登録者

「著作権者、著作委隣接権者が合意の上で利用できる、独立の「商用コンテンツ任意登録制度」を著作権法の上に重ねて創設することが合理的な解決法であると考え。」

② 具体的に想定する法律効果

「コンテンツ供給者側には商品としてのルールを徹底するような著作権や著作者人格権の一部制限が考えられる。公開条件での包括利用許諾、常識の範囲内でのパロディーその他の二次創作のための使用自由化などの規定も可能だ(強行規定)。」

「コンテンツの生産、流通の関係者が明確な契約を結ばなかった場合に推定される法的関係(契約法)の規定など、取引行為の補完的制度(任意規定)の拡充制度も必要であろう。ちなみに、テレビ番組のブロードバンド環境での利用に関するルールも、基本的にこの中で規定することができる。」

境 真良 氏(早稲田大学客員助教授)

デジタル・コンテンツ流通促進法制に関する提案の例(3)

日本経済新聞(2007.1.31)「デジタル時代のコンテンツ(上) 著作権法離れ 新制度作れ」〔抜粋〕

① 登録者

「デジタルコンテンツ法は商業的に利用されるコンテンツを念頭に置いているが、商業的な利用が望ましいか否かはコンテンツによって一概には言えないから、権利者がどちらも選択できる仕組みにするとよいだろう。そのためには、デジタルコンテンツ法適用を希望する場合は権利を登録する制度が便利である。」

② 具体的に想定する法律効果

「デジタルコンテンツ法の下に登録された権利に関しては、海賊版を取り締まるための特別な組織を用意するとよいであろう。」

「権利者間で生じる紛争を解決するためには、低コストの紛争解決システムの導入が必要である。さらに、通行人が偶然映っているような場合に、その人を探し出して許諾を求める代わりに、一定の許諾料を供託してコンテンツの利用を認める「みなし許諾」の制度も導入されると便利であろう。」

「私的使用以外に、公益を根拠とする権利制限(報道や教育目的によるコンテンツ利用)が赦される範囲をどこまで認めるかとか、権利の存続期間はどの程度の長さに設定することがよいかといった点・・・(中略)・・・これらの問題についても、コンテンツの創作活動と流通取引のいずれにとっても障害とならないような制度の実現を基本的な視点とした制度設計が必要であろう。」

小塚 莊一郎 氏(上智大学教授)

「デジタル化・ネットワーク化時代における著作権法制の中長期的なあり方について(中間取りまとめ)

—産業活性化のための複線化システムの提案—概要」(2007.2.20)〔抜粋〕

① 登録者

「互いに自由に利活用しあうことを主眼とするものや、円滑な利活用と実効的な保護による著作物の財産的価値実現に主眼をおいたものなどが考えられ、その活用については、権利者の意志にゆだねられるようにすることが考えられる」

「多くの人の知を結集することにより新たな創作物が生まれる場合などにおいては、利活用促進の観点から、権利者のより一層の明確化を図るための諸制度・インフラ整備が求められる。権利者明確化の方策としては、現行の裁定制度の利用促進や、権利者明確化のための新たな登録制度の導入などが考えられる」

② 具体的に想定する法律効果

「著作権(財産権)について、本人の意志に基づく権利の放棄を法制度上位置づけたり、著作者人格権について、一定の条件のもとで本人の意思に基づく不行使や法規などを認めたり、その効力を担保したりすることが可能かについて検討すべき」

「権利者に多大の侵害を与えているおそれがあるような場合について、私的複製の在り方をどう考えるか検討が必要」

「許諾権と報酬請求権、刑事罰の有無を使い分けることも考えられる」

「現行の個別的な権利制限規定に加えて、定性的な要件のみを規定した包括的な権利制限規定を置くべきかについても検討が必要」